

平成 26 年度 第 2 回 焼津市男女共同参画プラン推進市民会議 会議録（要旨）

- ◇ 日 時 平成 26 年 12 月 18 日（木）13 時 30 分～15 時 35 分
- ◇ 場 所 焼津市役所 会議室棟 203 号室
- ◇ 次 第 会長挨拶
 1. 平成 26 年度事業報告
 (ア) 子ども・子育て支援制度について(子育て支援課)
 (イ) 思春期からの性教育・健康教育講座について
 (ウ) 平成 26 年度事業進捗状況について
 2. 焼津市自治基本条例について
 3. その他 今後の次回会議の日程確認
- ◇ 出席者 推進市民会議委員 13 名
 居城 舜子、活洲 みな子、大友 康広、釜田 和子、北山 茂、木村 巖、小宮 幸代、
 近藤 征夫、佐野 正子、塩澤 裕一、関 富美子、前田 陽子、横山 光次郎（50 音順）
- 報告者 見原 照久（子育て支援課長）
 池谷 智子（健康増進課母子保健担当係長）
- 事務局 相川 敏江（市民部長）
 亀山 勝弘（市民協働課長）
 堀内 千穂（市民協働課男女共同参画担当係長）
 青島 玉依（市民協働課男女共同参画担当事務員）
- ◇ 会議公開 可
 ◇ 傍聴者 なし

《亀山課長》

定刻となったので、第 2 回焼津市男女共同参画プラン推進市民会議を始めさせていただきます。

本日は、今年 7 月の関係課課長による幹事会での提案に基づき、子育て支援課と健康増進課より事業報告を行う。子育て支援課の事業は、プラン 46 ページ、施策の方向 1 の「子育て支援の充実」に関するもの、続く健康増進課の事業は、プラン 50 ページ、施策の方向 3 の「性と生殖に関する情報の提供や学習機会の充実」に関するものである。

これより議事に入る。議事の進行は規定により会長にお願いする。なお、本日の会議録は、その要旨を後日、市役所情報公開コーナー及び市ホームページにおいて公開させていただきます。予めご了承願う。

《居城会長》

次第に従い進めさせていただきます。平成 26 年度事業報告の内、アの子ども・子育て支援制度について、子育て支援課より説明をお願いします。

1. 平成 26 年度事業報告

(ア) 子ども・子育て支援制度について(子育て支援課)

《見原課長》

平成 27 年度に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」について説明させていただきます。

1. 子育ての現状と課題

現在の子育ての現状と課題

急速な少子化の進行（平成 25 年合計特殊出生率：国 1.43、焼津市 1.45）
 結婚、出産、子育ての希望がかなわない現状
 子ども・子育て支援の不足
 家族構成の変化や地域のつながりの希薄化による、子育てへの不安や孤立感、負担感の増加
 待機児童問題
 親の働く状況の違いにかかわらない、質の高い幼児期の学校教育・保育が受けられる仕組みの構築への要望
 放課後児童クラブの不足
 30 歳代で低い女性の労働力率
 子育て支援の制度・財源の縦割り
 地域の実情に応じた提供対策が不十分

こうした現状と課題に対応するために、平成 27 年 4 月 1 日に施行を予定しているのが「子ども・子育て支援新制度」であり、新制度の大枠は、以下の 3 つである。

- ◆ 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ◆ 保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善
- ◆ 地域の子ども・子育ての充実

新制度のポイントは、以下の 7 つとなる。

- ①共通の給付制度の創設、子ども・子育て支援給付（施設型給付、地域型保育給付、児童手当）
- ②地域の子ども・子育て支援の推進
- ③認定こども園制度の改善
- ④保育に関する認可制度の改善
- ⑤保育の必要性の認定
- ⑥地方版子ども・子育て会議の設置
- ⑦子ども・子育て支援事業計画の策定

本日は①、②、⑤、⑥、⑦について説明させていただく。

2. 子ども・子育て関連 3 法

新制度についての説明の前に、子ども子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関連法令整備法）について触れさせていただく。

これらの法律は「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する仕組みを導入し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保と保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を図る」という趣旨の元、策定されたものである。

3. 新制度の主なポイント

(1) 共通の給付制度の創設

子ども・子育て支援給付としては、施設給付、地域型保育給付、児童手当の 3 種がある。

施設給付は、幼保間の公平性・整合性の確保を図ることを目的に、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設を対象とした共通の給付を行うものである。給付の基本構成は **a. 満 3 歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付**、 **b. 満 3 歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育**

に対応する給付、となる。焼津市では今年度より、こども育成課が一括して事業を推進している。

地域型保育給付は今回新たに定められたもので、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、多様な主体が多様なスペースを活用して質の高い保育が提供できる以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、児童福祉法に位置付けた地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みである。

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業である。

児童手当は、従来児童手当法で定められているが、子ども・子育て支援法に現金給付として位置づけされた。

施設型給付と地域型保育給付、この2つが子ども・子育て支援法の太枠となる。12月17日に静岡県庁内で職員と来庁者の子どもを対象とした乳幼児の一時預かり施設が開設されたが、今後は、このような施設も新しい支援策として実施されるものと思われる。なお、幼稚園の中でも施設型給付の対象として確認を受けない園の場合は、私学助成が適応される。市町村の就園奨励費も同様である。

(2) 地域の子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法では、以下の13の項目が地域の子ども・子育て支援事業として記載されている。

利用者支援事業(新規)	教育・保育施設、地域の子育て支援事業などの利用について、情報収集と提供、利用相談、関係機関との連絡調整を行う。(横浜市の保育コンシェルジュなど)
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
妊婦健康診査	母子保健法に規定され、妊婦が定期的に行う検診費用を助成する
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業。要保護児童対策地域協議会(CAPYA)の機能強化を図るための取組みに対する支援を実施する
子育て短期支援事業	保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業
ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かる事業
延長保育事業	通常の開所時間を超えて保育を行う事業
病児・病後児保育事業	保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	共働き家庭などで留守となる家庭の小学生を対象に、放課後に適切に遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)	特定支給認定保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用、行事への参加に要する費用などを助成する事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)	民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

焼津市の現状について説明する。

「利用者支援事業」については、来年度から実施予定である。「地域子育て支援拠点事業」は、子育て支援センターとして実施済である。「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」については実施済である。

「養育支援訪問事業」については、来年度以降実施予定である。「子育ての短期支援事業」については、今年度11月議会に前倒しで経費を計上しており、1月1日以降新規に事業に取り組む予定である。

「ファミリー・サポート・センター事業」、「一時預かり事業」、「延長保育事業」、「病後児保育事業」については実施済である。「放課後児童健全育成事業」としては、放課後児童クラブとして実施済である。

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、国から指針の明示に応じて対応していく予定である。

(3) 保育の必要性の認定

これまでは、「保育に欠ける」ことが保育所への入所要件だったが、新制度では、保育に欠ける・欠けないに関わらず、保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、客観的な基準を基に保育の必要性の有無や保育の必要量の認定を受けることとなる。また、認定の事由に求職活動や就学が加えられた。市町村は保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、利用調整を行うこととなる。

(4) 地方版子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づき、当市でも昨年 11 月に条例を制定し、本年 2 月 1 日に第 1 回の会議を開催した。子ども・子育て支援計画の策定及び、進捗状況の検証を行うものとして開催していく予定。

(5) 子ども・子育て支援事業計画の策定

子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間における、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての受給計画として策定が義務付けられている。

4. 焼津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告(抜粋)

【調査目的】

「子ども・子育て支援事業計画」の作成にあたり、市民の子育ての環境、教育・保育・子育て支援の現在の利用状況及び今後の利用希望などを把握するため。

【回収率】

就学前 配布数 2,000 有効回収数 1,083 有効回収率 54.2%

小学生 配布数 1,000 有効回収数 531 有効回収率 53.1%

【調査結果】

《育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について》

母親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が 49.8%と最も多く、取得しなかった理由は、「子育てや家事に専念するために退職した」が 48.2%で最も多くなっている。

父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が 85.1%と最も多く、取得しなかった理由は、「配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 38.0%で最も多くなっている。

《育児休業時間の希望と現実》

育児休業期間の希望と現実については、母親は「希望より早く復帰した」が 59.1% (139 人) と最も多い。父親は「希望より早く復帰した」が 2 人、「希望通りに取得した」が 1 人となっている。

《3 歳まで休暇を取得できる場合の育児休業取得希望期間》

勤め先に、育児のために 3 歳まで休暇を取得できる制度があった場合の希望取得期間は、母親は「3 歳」までが 41.7% (98 人) と最も多い。父親は「3 歳」までが 1 人であった。

《育児休業の取得期間が実際と希望とで異なる方の理由》

希望より早く復帰した人にその理由を聞いたところ、母親は「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が 38.8% (54 人) と最も多い。父親は「その他」が 2 人であった。

希望より遅く復帰した人の理由については、母親は「希望する保育所(園)に入れなかったため」が 83.3% (15 人) と突出している。父親は回答対象者がなかった。

《育児休業取得後、職場に復帰したと答えた方の短時間勤務制度の利用状況》

職場復帰時に短時間勤務制度を利用したかについては、母親は「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」が 41.3% (97 人) と最も多い。父親は「利用する必要がなかった」が 2 人、「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」が 1 人となっている。

《短時間勤務を利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)理由》

短時間勤務制度を利用しなかった(利用できなかった)理由については、母親は「職場に短時間勤務制度を取

りにくい雰囲気があった」が 62.9% (61 人) と最も多い。父親は回答がなかった。

《焼津市は子育てしやすいまちだと思いますか》

就学前：焼津市は子育てしやすいまちだと思うか聞いたところ、「どちらかというと思う」が最も多く (53.1%)、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた“子育てしやすい派”は 64.4%、「どちらかというと思わない」と「そう思わない」を合わせた“子育てしにくい派”は 31.0%となった。

小学生：焼津市は子育てしやすいまちだと思うか聞いたところ、「どちらかというと思う」が最も多く (49.7%)、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた“子育てしやすい派”は 58.4%、「どちらかというと思わない」と「そう思わない」を合わせた“子育てしにくい派”は 36.5%となった。

《市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか》

就学前：焼津市に望む子育て支援は、「幼稚園、保育所 (園) にかかる費用負担の軽減などの子育て家庭への経済的支援の充実」が最も多く (61.1%)、次いで「幼稚園、保育所 (園) の充実 (待機児童の解消)」である (47.5%)。

小学生：焼津市に望む子育て支援は、「小・中学生を対象とした自己負担金の無料化など子ども医療費助成制度の充実」が最も多く (66.5%)、次いで「公民館、児童館など、子どもの居場所づくり」である (37.9%)。

《居城会長》

子ども・子育て支援新制度について、ご意見・ご質問を伺いたい。

《居城会長》

保育所は厚生労働省で「福祉」、幼稚園は文部科学省で「教育」ということで、それはおかしいのではないかと、保育園に預けられている子どもには教育は不要なのか、と長年議論となっていたが、今回の制度改定により解消され、国も地方自治体もそれぞれ一本化していくことになる。また、「保育に欠ける」ことの要件から、どの家庭でも必要性があれば保育の利用を申請できるようになったところが大きく変わった点。

反面、制度の移行期ということで、私学助成の幼稚園、新しい制度の幼稚園、認定こども園、保育所など、さまざまな選択肢があり、料金などが確定していない事もある。どれが一番良いのか分からないという声もある。

認定こども園になることで補助金が減額されるとか、保育士と幼稚園教諭の賃金格差の問題や、両方の資格を持たない人はどうなるのかなど、様々な問題もある。認定こども園が設置される静岡市ではあちらこちらで説明会を開催しており、横浜市では保育コンシェルジュというものを設置している。そうした相談体制の整備も必要になってくるのではないかと。

《北山委員》

一点補足させていただく。先ほど「保育園に預けられている子どもに教育は不要なのか」というご意見があったが、保育園は保育と教育を一体として行うものであり、今までの保育園においても教育自体は行われていた。国の認識もそうだが、学校教育でないと教育ではないという発想、教育と保育は別のものであると捉えられがちだが、保育園においても学びはある。その点においてはきちんと確認をしておきたい。

《居城会長》

北山委員の補足は当然である。管轄が違う事に対しそのような指摘もあるという話として御理解いただきたい。

国の子どもや子育てに対する支出、ここでは家族関係社会支出というところで括られているが、予算の中での割合がとても少ない、手厚くしなければならないという事を、最近になり政府もようやく問題視しはじめた。実際にサービスを提供する際の窓口となる地方自治体においても、体制を新しく整えるようになってきている。かなりの大きな変化だと捉えている。

《木村委員》

アンケート調査結果では市に対する要望として「公民館・児童館など、子どもの居場所づくり」を希望する家庭が就学前で 24.4%、小学生で 37.9%となっているが、こうした要望に対しどの様に受け入れを行っていくのか。放課後児童クラブを公民館・児童館などでも設けることは考えられないのか。

《見原課長》

公民館や児童館に放課後児童クラブを設けることは、現在考えていない。現在市内には放課後児童クラブが 19 か所あるが、来年度 23 か所まで増設し、最終的には 24 ヶ所まで増設する予定である。

《木村委員》

学校への設置を増やしていくという事か。現在クラブの設置が無い学校もあるが。

《見原課長》

学校の余裕教室の利用、敷地内への建物の新設だけでなく、敷地外、学校の近隣を含めて学区の中に設置を進めていく予定である。

《居城会長》

放課後児童クラブに関してだが、他自治体では運営に民間活力を導入している所もある。焼津市として導入を検討しているか。

《見原課長》

クラブに関しては、社会福祉法人が運営している。民間活力の導入については、今の所予定はない。

《関委員》

認定こども園に関して、静岡市では説明会を開催しているが、焼津市にて開催する予定があるか。

《見原課長》

市内に認定こども園の設置予定がないため、説明会を開催する予定はない。

《居城会長》

静岡市の動きは全国に先駆けたもの。焼津市の現状は全国並みと言える。

《居城会長》

次に、思春期からの性教育・健康教育講座について、健康増進課より説明をお願いします。

(イ) 思春期からの性教育・健康教育講座について(健康増進課)

《池谷係長》

今年度、内閣府の地域少子化対策強化事業の交付金を受け、学校教育課の協力の元実施している、思春期からの性教育・健康教育講座について、途中結果ではあるが報告させていただく。この事業は、結婚、妊娠、出産、育児に関する一貫した切れ目のない支援を目的とするものである。健康増進課の他、子育て支援課では子育て相談、ケア養成講座の実施、こども未来部では企業等を巻き込んだ仕組み作りの検討が行われている。

健康増進課母子保健担当では、母子保健法に基づく母子保健事業を実施として検診や相談、赤ちゃんのいる家庭への全戸家庭訪問、妊娠の届出に基づく母子健康手帳の交付などを行っている。

若年妊婦を始め、妊婦健診が未受診である、望まない妊娠をしているなどの事情を持つ妊婦は虐待などに繋がる確率が高いと言われており、国では特定妊婦と規定されている。

10代の妊娠の総数は、平成24年度は24人、平成25年度は14人、平成26年は15人(4月~10月現在)と、年度によってばらつきはあるが、全出生数の1%~2%で推移している。この影には、人工妊娠中絶の問題も隠れていると思われる。年齢の内訳は、以下の通りである。

	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
平成25年度	2	1	3	3	5
平成26年度(4月~10月)	1	2	1	2	9

10代での妊娠であっても、周囲の支援を受けて子育てをされる方が多いが、中には母子健康手帳の交付段階では未入籍であったり、申請時点では今後入籍の予定があると回答しても、そのままシングルマザーになったりするケースも多くある。面接からも、10代の妊婦の場合、妊娠、出産、育児に対するイメージが構築されていないまま妊娠してしまっているという印象があった。

このような経緯から思春期での性教育の必要性を実感していたところ、交付金の話をいただき、市内全ての中学校から性教育の授業の希望があったため、事業を実施することとなった。

まず、中学校での性教育授業について報告する。前田産科婦人科医院の前田医師に講師を依頼し、男女合同で授業を行い、12月末までに7校で実施した。以下、生徒のアンケート結果より感想を抜粋する。

「性という字は『心』と『生命』という字からできたということが心に残っています。性=思いやりともいえるので、自分も相手も大切にしたいです」

「女性は月経が来ていたら、中学生でも高校生でも、未成年でも妊娠してしまうことが分かりました。親になるという覚悟をしてから、大人の階段を上りたいと思います」

「男と言う立場にはすごく責任があり、相手の事や子どもの事も意識しなければならないことが分かりました」

次に、大人を対象とした講演会について報告する。「家庭、学校、そして地域でできること」と題し、11月1日、ハートブレイク思春期研究所所長の黒瀬清隆さんを講師に迎え、講演と、先に挙げた前田医師との対談を実施した。以下、講演の内容を抜粋する。

性教育を進めるためには「逃げない、ごまかさない、そして楽しく」が大事である。現在、性教育を行う大人たち自身が、本当の性教育を受けていないことが問題である。子どもからの質問の対応としては「いい質問だね」とまずは受け止め、私はこう思うとIメッセージを伝えるのが効果的である。そして、家で出来る性教育は「生活リズム」であり、0歳から10歳までの日々の生活をしっかりとすることが、性のコントロールの基礎となる。

今回の事業を通して、性教育は学校だけでなく、家庭や地域においても、できる時にできることから進めていく事が重要であると実感している。健康増進課としては、虐待防止の観点からも、家庭訪問などを通して家族への支援を継続していく考えであり、子育て支援課と連携を図りつつ取り組んでいきたい。

《居城会長》

思春期からの性教育・健康教育講座について、ご意見、ご質問を伺いたい。

《大友委員》

若年妊娠についてお聞きしたい。平成 25 年度で 14 人の若年妊娠者があったとの事だが、この全員が望まない妊娠であったのか。相手の男性とは入籍しているのか、それとも片親のままなのか。

《池谷係長》

若年妊娠者の全員が望まない妊娠ではない。明確な数は断言できないが、片親のまま、シングルマザーとなっている方は確かにいる。男性側が更に年下だった例もある。さまざまなケースがあり、それぞれに背景がある。

《大友委員》

そのような若年妊娠者が出産した場合、その子どもも貧困や格差などの問題によって不幸となることが手に取るように分かる。このような母子に対して、市として手厚く支援を行っているのか。手当など、通常の母子家庭と同様か。

《池谷係長》

母子手当などは受けていると思う。他課の担当となるため断言はできないが、健康増進課としては、申請があった段階から、検診や訪問を通じて、母子の周囲の支援者（両親・祖父母）を含め働きかけていく。

《大友委員》

仮定ではあるが、片親で出産した若年妊娠者の、その子どももまた片親で出産した場合、貧困がどんどん連鎖してしまうのではという危惧がある。

《池谷係長》

実際、若年妊娠者の家庭は、要保護児童対策地域協議会で代々名前が挙がってくる家庭である場合がある。祖父母世代を含め、家族全体への支援が必要であると認識しており、各部署と更なる連携を取っていく。

《居城会長》

最近では、出会い系サイトが子どもにとっての居場所として機能しているという指摘がある。かつては金銭目的だったが、今は人間関係のつながりを求めて利用している。背景として、家庭にその子どもの居場所がないか、家庭が崩壊している。そのような中学生や高校生の層が一定数いると全国的に指摘されている。焼津が該当するかどうかは分からないが、非常に問題となっている。

親子関係とか、家族の崩壊などの様々な理由をきっかけに、女の子達が崩れていくのをどうやって支援するか。繁華街でそうした子どもたちを支援する NPO 法人も出てきている。妊娠だけの問題ではない。

《木村委員》

昨年、焼津でも母親が乳児を殺害し、遺棄する事件があった。

《居城会長》

非常に深刻な問題。健康増進課や各相談室含め、しっかりとした対策を進めてもらいたい。

《居城会長》

次に、平成 26 年度事業進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

(ウ) 平成 26 年度事業進捗状況について(事務局)

《堀内係長》

平成 26 年度事業進捗状況について説明させていただきます。

「男女共同参画セミナー」の開催について。男女共同参画の視点から身近なテーマを取り上げ、市民の意識啓発を図るとともに、団体の活動を支援し、育成することが事業目的である。今年度、当初より企画案を募集したが 6/30 までの応募がなく、追加募集を行った。結果、Felica よりワーキングママのための子育てセミナーという企画案の応募があり、審査の結果採用し、1/24 に実施することとなった。内容は、働くママに向けての応援セミナーで、心理テストやグループワークを通じ、自分の性格やコミュニケーションの傾向を知り、子どもと良い関係を続けるためのポイントを学ぶものである。市内公立保育園の保護者へ直接チラシの配布を行い、託児希望の方を中心に、既に申込みがある。

日付を遡るが、10/19 には、12 月の男女共同参画・人権フォーラムにつなげる目的で、父と子の料理教室を市の主催で開催した。9 組の父子の参加があり、ピザやゼリー作りに挑戦した。試食ではママも加わりにぎやかな講座となった。

今後の予定として、2 月以降、これから結婚する若い世代を対象に、将来のライフスタイルを考えてもらうワーク・ライフ・バランスセミナーを行う予定である。

「男女共同参画・人権フォーラム」について。毎年 12 月の人権週間に因み、男女共同参画プランを具体化し、男女共同参画社会の実現を図るため、市民が気づき、考え、行動するきっかけづくりとなるよう開催している。今年度は、12 月 13 日(土曜日)焼津文化会館小ホールで行われ、248 人の方にご参加いただいた。

人権啓発ポスター表彰式の後、青年海外協力隊隊員である、市立病院の言語聴覚士の渡邊さんと助産師の清水さんによる体験発表が行われた。異文化に触れる中で、世間体にとらわれず、自分らしく生きることが大切であるというメッセージなどを発信していただいた。続いて、パパ料理研究家の滝村雅晴さんによる「父親よ大志を抱け～パパ料理で笑顔あふれる食卓を～」をテーマにした講演会が行われた。以下、参加者のアンケートより感想を抜粋する。

「パパ料理は男女共同参画の原点だと思った。相手を思う気づき、親しい中の礼節は、まず家庭からはじめたい。男女共同参画もいろいろな角度から見る必要がある」(70 代男性)

「自分軸から相手軸へ、自分の中でのキーワードになりました。頭ではわかったのですが、行動で示さないのですが・・・できるかな？」(50 代男性)

「滝村さんの考え方ややっていることに深く共感しました。気が付いた人が行動すればよいという言葉、私も同じことを思いました。思いやりを持って日々生活することは、人の基本としてとても大切なことだと思いますし、世の中が生きやすい社会になるのに必要だと思います」(50 代女性)

今年は若い世代の参加者を増加させるべく、ターゲットとなる保育園・幼稚園・子供会の保護者に直接チラシを配布するなど、例年とは違う広報を行ったが、実際の参加者は 50 歳以上の方が大半を占めていた。アンケートの回答から考えるに、参加者には楽しんでいただけたように思う。

「市職員向け男女共同参画職員研修」について。11 月 27 日に(株)リッチフィールド・ビジネスソリューション代表取締役で中小企業診断士の富田哲也さんを講師に迎え、「ワーク・ライフ・バランス～誰もがいきいきと活躍できる職場に～」をテーマに開催した。

職員と市民会議の委員の皆さまを合わせ、男性 29 人、女性 21 人、計 50 人が受講した。講師自身が携わった民間企業の事例を挙げ、単なる福利厚生として捉えがちなワーク・ライフ・バランスではなく、限られた時間を有効に使い、人生を豊かにするためのワーク・ライフ・バランスについてわかりやすく講義していただいた。以下、感想をアンケート結果より抜粋して紹介する。

「人生は有限であるというあたり前のことを少し意識し、変わりたいという気持ちを持っただけで人生はより豊かなものになると感じた」

「1年後を見通し、その仕事にやりがい、ワクワクを感じていない自分に気づきました。日々の仕事に追われている状態です。1日10分×2でも、大切な時間を有効に使い、人生の改善につなげられるよう実行します」

「気持ちが前向きになるようないい話が聞けました。仕事に対して真摯に向き合い、心を込めて仕事をするのが大切なのだと再認識させられました。市民の幸せに貢献するため、自分に何ができるのかを常に問いかけて日々の仕事に取り組む姿勢を持ち続けていきたいと思いました」

感想の全体の傾向として、今までの働き方を見直す良い機会となったと感じている職員が多かった。

「男女共同参画アドバイザー派遣事業」について。少子高齢化社会に突入する中、女性の採用や管理職への登用、男性の働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスなど、企業団体に理解を得るほか、内部研修のためにアドバイザーを派遣するもの。今年は新たにチラシを作成し、例年より早い4月より募集を開始しました。例年とは違う広報活動を行ったが、応募する団体・企業はなかった。だが最近、一団体からアドバイザー派遣事業への問い合わせをいただき、現在講師の選定を始めたところである。

「女性相談室事業」について。11月末現在の相談件数は36件。相談内容は、家族の相談が合計27件で大半を占める。夜間相談を7月に実施し、1名の相談を受けた。昨年同様、3月にも実施する予定である。

今年の特長として、DVの被害者が直接市役所に相談に訪れるケースが増えたことが挙げられる。男女共同参画担当で対応したが、中には保護に関わる相談もあり、家庭児童相談室のあるアトレ庁舎に回ってもらうケースも多かった。原因としては、市役所の相談担当の部署がアトレに集中しているために、市民からは相談する場所が分かりにくくなっていることが考えられる。

「男女共同参画プラン推進市民会議の開催」について。第1回目の会議では、25年度の事業報告、26年度の事業計画、昨年度のプラン施策推進状況の報告、居城先生による最近の男女共同参画に関する国内の動きについて講演があった。今回を含め、今年度中に3回開催する予定である。

「男女共同参画情報紙『A(あつ)しおかぜ』」について。市民のプランに対する理解と、意識啓発を目的に年2回発行している。今年度から広報やいづが月1回、各月1日発行となり、「Aしおかぜ」もそれに合わせ、7月1日、11月1日の発行となった。

今年度は共通テーマを「子育て応援団」として、7/1号では第2次男女共同参画プランスタートのお知らせ、子育て中のお母さんたちを応援する人々の言葉や施設の紹介などを取り上げた。11/1号では地域を舞台に、子育てを応援する人や団体の活動を取り上げ、紹介した。以下、読者の感想をいくつか紹介する。

「今現在、ママ友はいるものの、本当の意味で子育ての相談ができないと悩んでいる若ママがいると聞いています。安心して子育てするための支援の場所や相談窓口があることを知るだけでも安心した子育てにつながると思います。その意味で今回の特集は、今後の子どもの育ちにとっても有効な内容だと思います」

「子育て中も自分らしくあるために、趣味や熱中できることを大切にしていきたいと思いました。良い意味

での「いい加減」を心掛ける、というところが印象的でした。気持ちがふっと軽くなると思います」

「親以外の大人から教えてもらう事はとても貴重な体験だと思います。親が気づいてあげられない子どもの良さも発見できる事があります。地域は人との関わりから、子どもを成長させてくれる場所だと思います」

「しおかぜコラム」について。今年度新規に始めたもので、市民への意識の啓発を進めることを目的に、今年の10月号の広報から基本的に毎月、男女共同参画に関するコラムの掲載を行う予定である。第1回では「ママさんアスリート」をテーマに女性の育児と仕事の両立を取り上げ、第2回では「男女共同参画と防災をテーマ」に、HUG(避難所運営ゲーム)から見える男女共同参画の視点での防災について掲載した。

そのほか、6月の男女共同参画週間に合わせ、市内2つの図書館で関連図書の特別展示を行い、また、8月には市民活動交流センターとの共催事業の「HUG」を体験してみよう！という講座で、防災における男女共同参画の視点の重要性について、参加者に説明を行った。

《青島事務員》

続いて、市内男女共同参画社会づくり宣言事業所へのアンケート調査結果について報告する。

結果の報告の前に、まず、男女共同参画社会づくり宣言事業所制度について説明させて頂く。この制度は、県内の、従業員の子育てや介護、個性と能力の発揮、仕事と生活の調和など男女共同参画社会づくりを推進する事業所・団体に対し、自分たちの取組みについて宣言して頂き、それに対し県が宣言事業所の広報や社内研修実施の補助など、活動の支援を行うものである。

このアンケート調査は、市内の宣言事業所19か所に対し実施した。質問内容は以下のとおりである。

- 1、現在の従業員数
- 2、宣言内容に関する具体的な取り組み
- 3、宣言による効果、従業員や周辺環境などの変化について
- 4、従業員がいきいきと働ける環境づくりのための取組み、特に、女性がより活躍できるようにするための取組みについて
- 5、「男女共同参画アドバイザー派遣事業制度」の利用希望について

回答があったのは19か所中14か所。

回答の中から駿甲会コミュニティーホスピタル甲賀病院の取組みについて説明する。従業員がいきいきと働ける環境づくりのための取組みとして、託児所・学童所の設置を行っているという回答があった。

託児所は10年近く前より設置。法人の職員の子どものみを受け入れており、現在は定員20名に対し15、6名ほどが在籍。設置した当初は利用者が少なかったが、今では「託児所があるから」と就職を希望する若い人が集まるようになり、また、出産・育休を経て仕事に復帰する人が増えた。今年だけでも10人近くが育休から復帰し、仕事に取り組んでいる。

学童所は5年前から設置しており、こちらは法人の職員だけでは利用人数が少ないため、地域支援の一貫として近隣小学校の子どもの受け入れも行っている。現在は、職員の子どもよりも近隣から来る子どもの割合が多くなっている。

病院に就職した方に定年まで働いてほしいという考え方の元、託児所や学童所の設置を行っているとのことだが、これにより職員各自のキャリアデザインが描きやすくなったと感じている。

焼津市の取組みについても報告すると、焼津市では第2次男女共同参画プランの数値目標に合わせ、

1、一般行政職に置ける係長相当職以上に占める女性の割合を 15%以上

2、一般行政職に置ける課長相当職以上に占める女性の割合を 8%以上

3、審議会等における女性登用率を 40%以上

を平成 30 年度までの目標として宣言している。平成 26 年 4 月 1 日現在、一般行政職における課長相当職以上に占める女性の割合は 3%、審議会への女性登用率は 26.4%となっている。

なお最後に、上記のアンケート調査実施後、静岡トヨペット焼津大富店が新たに宣言を行っているので紹介だけする。

《居城会長》

平成 26 年度事業進捗状況について、ご意見、ご質問を伺いたい。

《木村委員》

職員研修実施後、何か具体的な効果はあったか。残業を減らすような働きかけなど。

《亀山課長》

具体的な数値ではないが、焼津市役所では毎週水曜日にノー残業デーとして、残業の削減に取り組んでいる。また、これは健康管理という側面もあるが、月 30 時間以上の時間外勤務を行った職員に対しては、所属長に理由書の提出を義務づけるなど、厳しくチェックを行っている。

《木村委員》

大変有意義な講演であったと思うので、是非内容について、実際の業務で実行して頂きたい。

《小宮委員》

女性相談室について 2 点提言したい。「A しおかぜ」にて紹介記事を掲載した際、無料であるという記載が無かったため、無料か有料か分かりにくいという感想が寄せられた。有料と勘違いして利用をためらう可能性もあるので、無料という事をもっと周知していくべきだと思う。

また、自分は学校現場の方の話を伺うことがあるが、例えば子どもの事で家庭に連絡した際に、家庭や夫婦間の問題など、自身の悩みについて相談する母親が増えている、毎日のようにメールや電話で相談を頼まれる、という現状がある。自身の悩みを打ち明けられず、困っている母親がいて、母親の不安定は子どもや家庭に広まっていき、結果さまざまところに支障を来す。今後事業を広めていくにあたり、こうした母親たちを支援するためにも、学校などと連携していくのはどうか。

《堀内係長》

女性相談は、市 HP や広報やいづへの掲載のほか、パンフレットとカードを作成し、各公民館、ウエルシップやいづ、アトレ庁舎、子育て支援センターなどに配架し広報を行っているが、小宮委員の提言を含め、更に広報の範囲を広めるべく、パンフレットの設置個所などを検討していきたい。

《居城会長》

地域包括センターに設置するのも良いと思う。

《居城会長》

「しおかぜコラム」についてだが、今後どのような内容を取り上げて貰いたいのか、ご意見を伺いたい。

《活洲副会長》

先ほどの報告を聞いて、男女共同参画社会づくり宣言事業所について、市内で取り組む事業所が増えれば良いと感じた。だが、こうした取り組みについて広報する場がなかなか無いように感じる。事業所名は出しにくいかもしれないが、取組み内容について、しおかぜコラム内で取り上げるのはどうか。

《居城会長》

先ほどの報告にあった甲賀病院など、相応しいのではないかと。

《堀内係長》

甲賀病院へは、実際に取材として、学童所や保育所を見学させていただくことを依頼している。コラムの掲載についても検討していきたい。

《居城会長》

次に、焼津市自治基本条例について、事務局から説明をお願いします。

2. 焼津市自治基本条例について(事務局)

《亀山課長》

本年 10 月 1 日に施行された自治基本条例について説明させていただく。自治基本条例において目指すまちの姿は、男女共同参画にも繋がるものでもあると考えている。

自治基本条例は「まちづくりを推進していくための基本的な事項」を定めた条例で、焼津市の未来を担うこともたちが健やかに成長でき、誰もがいつまでも住み続けたいと思えるまちにしていくため、市民・議会・行政の役割やルールを定めたものである。

条例の策定に当たっては、市民が主体となる「焼津市自治基本条例を考える市民会議」を平成 23 年 11 月に設置し、約 2 年の歳月をかけ、平成 25 年 9 月に骨子案を作成した。骨子案をもとに条例案が作成され、平成 26 年 2 月市議会にて全会一致で可決し「焼津市自治基本条例」として制定され、平成 26 年 10 月 1 日に施行された。自治基本条例が制定されたということも非常に大きな意味があるが、それ以上に重要なのは骨子を市民が作成したという、条例制定までの経過ではないかと思う。

自治基本条例の策定により、市民・議会・行政の三者が条例の前文に記載されている「目指すまちの姿」を共有することにより、よりよい自治を確実に進めていくことが可能となる。大きく分けると 3 点あり、「未来を担う子どもたちが健やかに成長できるまち」「誰もが安心して幸せに暮らし続けることができるまち」「市民に愛されるまち」である。まとめると、市民・議会・行政が協力し合い「みんながいつまでも住み続けたいまち」を創るということである。

「目指すまちの姿」を実現するために、条例では次の基本原則が定められている。

一点目が情報共有の原則である。まちづくりの情報は市民・議会・行政の三者で共有するが、これは議会や行政が持っている情報を市民に提供し共有するというだけでなく、市民の側から情報も提供することで、お互いに共有してまちづくりに活かすということである。

二点目は参加の原則である。まちづくりには市民の参加が重要であり、市民は、市の行事に積極的に参加し、広報紙やインターネットを活用して情報を収集するとともに、自らも地域の情報の発信に努めていく。議会と行

政は、まちづくり推進のため、市民が参加しやすい環境を整える事が求められる。

三点目は協働の原則である。「市民と行政と一緒にやること」が協働であるが、市民、議会、行政は地域の課題を解決するため、対話の場を設け、お互いを理解し目的を共有し、対等の立場でまちづくりを進めていく。

さらに、この三つの基本原則に加えて、市民同士の対話が重要である。市民皆で話し合い、合意形成を図ることによってより良いまちづくりを目指す必要がある。

先ほど説明した三つの基本原則に基づいて、目指すまちの姿を実現するための、市民・議会・行政の役割について説明していく。

まず、市民の役割は、先ほども説明したとおり、まちづくりの活動に参加すること、市政の情報を知ること、互いに認め合い思いやりの心を大切に、市民同士の対話を十分行うこと。さらに、これは東日本大震災以降他市の自治基本条例にも盛り込まれていることだが、災害に備えるということがある。

議会の役割に関しては、今年の4月1日から議会基本条例を施行しており、具体的な取り組みに関して規定されている。一言で言えば、市民の声を市政に反映させるために適切な議会運営に努めるということである。

行政の役割は、市民が参加しやすい環境を整えることである。そのために、市民の参加の機会を確保すること、市民との対話の場を提供し、説明や情報提供を適切に行うこと、市民との協働によりまちづくりを進めること、適正な市政運営を行うために、総合計画を策定すること、効率的にまちづくりを推進するために行政評価を行い、その結果を公表すること、健全な財政運営を行うとともに財政状況を分かりやすく公表すること、さらに、大規模災害に備えて市の機能を維持継続する体制整備を行うこと、以上を行う。

以上が自治基本条例の概要となる、簡単に言えば、この条例は「みんながいつまでも住み続けたいまち＝焼津市」を目指し、市民・議会・行政がそれぞれの役割分担を果たして互いに協力し合うための基本的なルールを定めたものとなる。

《居城会長》

自治基本条例について、ご意見、ご質問を伺いたい。

《木村委員》

市民の役割についてだが、備える必要があるのは災害だけなのか。防犯などはどうなるのか。

《亀山課長》

東日本大震災の影響もあり、防災だけが特別に強調して規定されているものである。自治基本条例の規定は行政全般にかかるものであり、防犯も当然含まれると解している。

《木村委員》

防犯に関して市役所に問い合わせた際、「防犯協会に任せている」と返答されたことがあった。この場合、市民の意見が取り入れられないのではないか。

《関委員》

防犯に関しては、警察から委嘱を受けた地域の防犯協力員による会議などが設けられている。

《近藤委員》

関委員の意見に補足するが、他にも地区の安全会議などがある。防犯については、地域ごとに自主的に取り組

むこととなっている。

《居城会長》

個別の事例に関しては、問題や改善すべきところがあるかもしれない。

《横山委員》

自治基本条例に関してだが、検証などはどこかで行う予定はあるか。

《亀山課長》

条例の第 9 章に、条例の実効性及び見直しについての規定がある。具体的には、条例の運用状況については、自治基本条例推進委員会にて点検していただくほか、改正の必要が出てきた際には提言も行っていただく。

また、四年に一度は見直しを行うことが定められている。

《関委員》

条例の中で、年に 1 回市民集会を開催することが、規定として定められている。今年度も実施する予定であるので、皆で話し合う機会となるので、市民会議委員の皆様にも、ぜひ参加して頂きたい。

《居城会長》

まだ問題はあるだろうが、自治基本条例が策定されたことで、個別の問題に関しても、この条例に沿った形で解決していく方向になっていくと思う。

以上で報告事項は全て終了となる。

3. その他

《堀内係長》

第 3 回の市民会議については、今のところ 2 月 24 日、3 月 6 日のいずれかで、本日と同じく 1 時半からの開催を予定している。日程・会場等決まったら、早めに連絡させていただく。

内容は、平成 27 年 1 月以降に実施予定の事業報告、及び平成 27 年度の事業計画の説明等を予定している。

《居城会長》

次回会議の議題については、各自で提案等、考えてきて頂きたい。